平成２１年（フ）第１８６２０号
東京都渋谷区幡ヶ谷３丁目17―２
債務者　伊藤　真吾
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７０８号
東京都板橋区南町10―３
債務者　野口　直子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７０９号
東京都調布市飛田給１丁目45―１―201
債務者　柳　　智隆
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７７１号
埼玉県所沢市林３丁目563―５
債務者　矢野　信一
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８８０５号
東京都足立区南花畑３丁目10―16―303
債務者　井出美津子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８８１７号
東京都杉並区桃井１丁目28―４―Ｂ
債務者　三宅　和彦
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８８２４号
東京都中野区白鷺１丁目５－７　上野方１Ｆ
債務者　齊藤　有左
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８８２５号
愛媛県松山市梅田町３－５
債務者　原畑　篤子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８８２７号
愛知県岩倉市旭町１―22―１、住民票上の住所愛知県名古屋市西区那古野１丁目７―24―602
債務者　風間　拓哉
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８８２８号
神奈川県南足柄市岩原634
債務者　平塚　直美
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８８８４号
東京都大田区南千束２丁目１－２―202
債務者　平松　英行
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８８８９号
東京都清瀬市野塩５丁目208―16―101
債務者　齋藤　三郎
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８９２１号
東京都武蔵村山市中原２丁目39―12
債務者　橋本　恵子（旧姓野村）
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８９２２号
兵庫県加古川市平荘町山角634―２
債務者　坂上　　薫
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８９２３号
愛知県日進市浅田町平子４―312―302
債務者　久保　　隆
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部